



医学シリーズ (281)
喘息をよくし 治すために
 喘息大学学長 清水 巍

281 終りの始まり

40周年記念行事を昨年の5月に終えて、41年目の6月号は「総合的努力」というテーマで出発をしました。40年の終りに、始まるということで総論的に「基礎から最新情報」をゼミナールで述べさせて頂きました。

7月号は、終りの始まりを各論的に紹介してまいります。その第一は「好酸球性副鼻腔炎」についてです。成人喘息の方々の中には合併している方が多いのです。「匂いが無い」、「鼻の奥の方から鼻汁が喉の方に垂れてきて、咳が出たり、痰となって出るような気がする」、「鼻の奥や前頭部が重く痛い」などの症状が出ます。

今年の7月1日から「難病医療費助成制度」の対象疾病（指定難病）が110疾病から196疾病が追加となり、306疾病に拡大されました。その最後の306番目に「好酸球性副鼻腔炎」が入り、重症な人、好酸球性中耳炎を合併する人などが対象になったのです（次頁以降を参照）。これぞ正に「終りの始まり」の1つです。

第14回成人喘息ゼミナールの私の講演の中で、3D（スリーディー）の映像で副鼻腔や耳管との関係を立体的に、あちこちから見た人は「そうか、あそこの病気か」と思い出すことができるであります。医療費もかかり、難病と認定されて、重症だと助成制度が医師の診断書（15頁参照）が認められれば対象となるのです。

申請にあたって

1. 医療費助成を受けることができるのは、申請日（来所日）からとなります。指定難病の診断書が用意できましたら、速やかにお近くの保健福祉センター等にて、申請の手続きをお願いいたします。
2. 申請書類をいただいてから認定審査を行います。認定された場合は、受給者証を交付します。（診断基準を満たさない場合、認定されないことがあります。）
3. 受給者証は、申請された医療機関（薬局・訪問看護事業所を含む）において、指定難病の治療、調剤等についてのみ利用できます。窓口負担が3割の人は2割になります。また、所得に応じてヶ月にお支払いいただく自己負担上限額が設定されています。
4. 受給者証は、毎年更新手続きが必要です。

自己負担上限額（月額）

（単位：円）

階層区分	階層区分の基準 〔（ ）内の数字は、夫婦2人世帯の場合における年収の目安〕	原則			経過措置（H27.1.1～H29.12.31） 〔H26.12.31時点で特定疾患の認定を受けている方が対象〕		
		一般	高額かつ長期※	人工呼吸器等装着者	一般	現行の重症患者	人工呼吸器等装着者
生活保護	—	0	0	0	0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税（所得割・均等割） 非課税（世帯）	本人年収～80万円	2,500	2,500	2,500	2,500	
低所得Ⅱ	本人年収80万円超	5,000	5,000	5,000			
一般所得Ⅰ	市町村民税（所得割・均等割）課税以上市町村民税（所得割）7.1万円未満 （約160万円～約370万円）	10,000	5,000	1,000	5,000	5,000	1,000
一般所得Ⅱ	市町村民税（所得割）7.1万円以上25.1万円未満 （約370万円～約810万円）	20,000	10,000		10,000		
上位所得	市町村民税（所得割）25.1万円以上 （約810万円～）	30,000	20,000		20,000		
入院時の食費		全額自己負担			1/2自己負担		

※「高額かつ長期」とは、月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年6回以上ある方。
 （例えば、医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円を超える月が年間6回以上。）